

法務省民商第83号
平成29年5月17日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長
(公印省略)

不動産登記規則の一部改正に伴う供託事務の取扱いについて（通知）
不動産登記規則の一部を改正する省令（平成29年法務省令第20号。以下「改正省令」という。）が、本月29日から施行されることとなり、「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて」（本年4月17日付け法務省民二第292号民事局長通達。以下「本件通達」という。）が発出されました。

改正省令による改正後の不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条の規定により交付された法定相続情報一覧図の写しについては、相続人が供託物払渡請求をする場合に添付すべき書面のうち、相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した書面として取り扱うことができ、請求者から添付した法定相続情報一覧図の写しの原本還付の請求があった場合においても、本件通達第2の2（不動産登記の申請等における添付情報の取扱い）と同様の取扱いとしますので、貴管下供託官に周知方お取り計らい願います。